

平成 29 年
7 月 1 日から

すみだ良質な集合住宅認定制度 整備費補助メニューを 拡充しました

「子育て型」誘導面積住戸整備費補助

専有面積が 75 m²以上の住戸を整備する場合

戸当たり 100 万円（1 棟限度額 1,000 万円）

（専有面積が 75 m²以上の住戸の数 - 1）×100 万円
オーナー住戸相当分

整備費補助を利用するには・・・

「子育て型」の認定を取得することが必要となります。

認定基準もあわせてご覧ください。

認定基準を一部改定しました。

- ・「子育て型」の必須項目である、平置き駐輪場の整備台数について、
全住戸数以上 全住戸数の 6 割以上に改定
- ・「防災型」の必須項目であった、生活水の確保について、
選択項目に改定

ぜひご活用ください！

お問い合わせ先
墨田区都市計画部 住宅課計画担当
TEL：03-5608-6215

